

## 私立学校経常費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「学校」という。）を設置する学校法人に対し、予算の範囲内において私立学校経常費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の算出方法)

第2条 補助金の算出方法は、知事が別に定めるところによる。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、私立学校の運営に要する経常的経費のうち知事が別に定める経費とする。

(補助金の減額等)

第4条 知事は、学校法人又は学校が次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条の規定にかかわらず、その状況に応じ、所定の学校別補助金交付額の一部を減額して交付することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）、私立学校法（昭和24年法律第270号）、私立学校振興助成法（昭和50年法律61号）等法令の規定に違反した場合
- (2) 私立学校法第61条の規定に基づく収益事業の停止命令及び私立学校振興助成法第12条の規定に基づく業務若しくは会計の報告を徴する等所轄庁の処分に違反し、又は応じない場合
- (3) 寄附行為に違反した場合
- (4) 日本私立学校振興・共済事業団及び岡山県私学振興財団からの借入金（利息及び延滞金の支払いを含む。）の償還又は公租公課の納付を特別の理由がなく1年以上遅延している場合
- (5) 破産宣告を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政状況が極度に窮迫していると認められる場合

- (6) 学校法人の運営上著しく適正を欠く収入若しくは支出又は財産の運用がある場合
- (7) 教職員の争議行為等により教育、研究その他の学校運営が著しく阻害され、かつ、その期間が長期に及ぶ場合
- (8) 役員間、教職員間若しくはこれらの者相互の間又は学校法人と近隣住民等の間において、訴訟その他紛争があり、学校法人の運営の適切な執行を期しがたい場合
- (9) 施設の占拠又は封鎖、授業放棄その他学生、生徒等による正常でない行為により教育及び研究に関する機能の全部又は一部を長期間休止している場合
- (10) 会計処理の不適正、理事会の決議の違背等業務執行が著しく適正を欠いている場合
- (11) 補助金交付申請書等に不実の記載をした場合
- (12) 助成の目的又は決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合
- (13) その他知事が特に必要があると認める場合  
(補助金の不交付)

第5条 知事は、学校法人又は学校が、前条各号のいずれかに該当する場合において、その状況が著しく、補助の目的を有効かつ適正に達成することができないと認められるときは、第2条の規定による補助金を交付しないことができる。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付を受けようとする学校法人は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて所定の期日までに知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条の規定により学校法人が、交付の決定内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(補助事業者の責務)

第8条 補助金の交付決定を受けた学校法人（以下「補助事業者」という。）は、関係書類の整備等知事が別に定める事項に留意の上、補助金の執行を行わなければならない。

2 補助事業者は、補助金の公共性にかんがみ、財務状況の開示など情報公開に努め

なければならない。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度内に補助事業を完了しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業者が、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更交付申請書(様式第2号)に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合で、補助目的を損わない事業の細部の変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合においては、必要に応じて、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施状況について知事から要求があったときは、速やかにその状況を記載した報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業実績報告書(様式第3号)に関係書類を添えて補助事業の完了の日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、規則第17条に規定するもののほか、補助事業者が、第4条の各号のいずれかに該当すると認められるとき又は交付決定後生じた事情の変更等により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業により整備した財産(以下「取得財産」という。)については、補助備品台帳を作成し、当該取得財産に補助対象の表示をするとともに

に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の趣旨に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第20条の規定により、知事が定める財産は、取得財産のうち、その価格が1個又は1組50万円以上の財産とする。

3 前項の規定により処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数を経過したものについては、この限りでない。

（補助金の経理）

第16条 補助事業者は、補助事業について学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従ってその収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和48年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和51年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。